

平成29年4月3日

お客さま各位

滋賀中央信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について  
(振り込め詐欺防止対策)

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、滋賀県下に本店を置く3信用金庫（滋賀中央、長浜、湖東）におきましては、多発する振り込め詐欺の被害を未然に防止するための対策として、下記の通り、一部のお客様につきまして、キャッシュカードを使用したお振込の利用制限を実施させていただきます。

つきましては、対象となるお客様には大変ご不便をお掛け致しますが、大切なご預金をお守りするための対策として、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 振込制限の対象となるお客さま

満70歳以上のお客様で、過去1年以上キャッシュカードによるATMでの振込みをされていないお客さま

2. 利用制限内容

キャッシュカードによるATMでの振込限度額を10万円までとさせていただきます。

3. 開始時期

平成29年5月22日（月）より

4. その他

お客さまのお申し出により限度額を変更することも可能です。

変更をご希望されますお客さまは、お取引頂いている店舗の窓口まで、お申し出ください。

なお、キャッシュカードによる「預入れ」、「引出し」は従来どおりご利用いただけます。

以上



まっすぐ未来  
滋賀中央信用金庫